高津防犯パトロール隊(TBP)地区隊の登録等に関する要領

(目的)

第1条 高津防犯パトロール隊(以下「TBP」とする。)の地区隊としての登録・変更及び貸与物品の取扱いについて迅速・的確な処理を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(地区隊登録資格)

- 第2条 地区隊として登録できる団体の資格を次のとおり定める。
 - (1) 高津区内において防犯パトロール活動を行う団体であること
 - (2) 高津区安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」とする。)及び TBPの活動の趣旨に添った団体であること
 - (3) 継続して防犯パトロール活動が実施できる団体であること
 - (4) 法令を遵守し、社会道徳に反しない団体であること
 - (5) 5名以上の構成員がいること
 - (6) 活動報告会、合同パトロール、防犯キャンペーンなどの事業実施に際し、 他の地区隊と連携・協力して活動できる団体であること
 - (7) 協議会より貸与された物品を適正に管理できる団体であること
 - (8) 協議会及びTBP隊長あての報告等を適切に行える団体であること
- 2 前項に該当しない団体において、協議会会長及びTBP隊長が特に認めた場合には登録の資格があるものとみなす。

(登録方法等)

第3条 地区隊として登録を希望する団体は、登録申請書(様式1)に必要事項を記入し、代表者または代表者を代理する者が協議会(含むTBP)の事務局(以下「事務局」とする。)まで持参することとする。また、申請に際しては申請者の身分を証明する物を提示すること。(事務局で身分が確認できる場合には提示は不要とする。)

(登録の決定及び取り消し等)

- 第4条 事務局は提出された申請書についてその場で審査し、特に問題がない場合には登録する旨申請者に伝えることとする。なお、申請内容に疑義が生じた場合など確認に時間を要する時には、後日、協議会会長及びTBP隊長と協議を行い登録の可否を決定し、申請者あてに連絡することとする。
- 2 登録後においても、申請内容が虚偽であることが確認できた場合には、地 区隊としての登録を取り消すことができる。また、第2条に掲げる資格を喪 失した際にも登録を取り消すことができるものとする。なお、登録を取り消 された団体は貸与された物品を速やかに返還しなければならない。

(登録の変更等)

- 第5条 登録内容に変更が生じた地区隊は、変更後すみやかに登録内容変更申請書(様式2)を事務局あてに提出することとする。なお、軽微な変更については申請不要とする。
- 2 防犯パトロール活動を中止及び地区隊からの脱退を希望する場合には、す みやかにその旨を事務局まで連絡すること。また、物品の貸与を受けている 場合は、すみやかに返却しなければならない。

(活動物品の貸与)

第6条 地区隊として登録された団体には、必要に応じてパトロール用品を貸与することができる。

(貸与の申請方法等)

- 第7条 パトロール用品の貸与を希望する地区隊は、用品貸与申請書(様式3) に必要事項を記入し事務局に持参することとする。また、申請に際しては申 請者の身分を証明する物を提示すること。(事務局で身分が確認できる場合に は提示は不要とする。)
- 2 貸与物品の申請数は、活動を行うのに適正な数字とすること。

(貸与の決定)

第8条 事務局は提出された申請書をその場で審査し、特に問題がない場合には申請者あてに物品を貸与することとする。また、事務局は物品の在庫状況により貸与申請数を変更して貸与することができる。なお、申請内容に疑義が生じた場合には、後日、協議会会長及びTBP隊長と協議を行い、貸与の可否や数を決定することとする。

(活動内容及び貸与物品の報告)

第9条 各地区隊は活動内容及び貸与物品の状況について、年度ごとに年度終 了後すみやかに活動報告書(様式4)を提出することとする。

(その他)

第10条 その他、ここに定めのない事項については、協議会会長及びTBP 隊長と協議のうえ決定する。

付 則

この要領は平成19年3月13日から施行する。なお、すでに登録している 地区隊についても、この要領を適用することとする。